

令 03 原機（科バ）004

令和 3 年 5 月 24 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児 玉 敏 雄

(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設

(放射性廃棄物の廃棄施設) の変更に係る設計及び工事の方法の

認可申請書（その 6）の取下げ願に係る取下げ願

令和 3 年 5 月 10 日付け令 03 原機（科バ）003 をもって提出した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書（その 6）の取下げ願について、下記の理由により取り下げることといたします。

記

取り下げる理由

平成 30 年 11 月 29 日付け 30 原機（科バ）015 をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書（その 6）については、補正申請を令和元年 6 月 19 日付け令 01 原機（科バ）005 及び令和 2 年 5 月 28 日付け令 02 原機（科バ）004 により行っているが、令和 3 年 5 月 10 日付け令 03 原機（科バ）003 における取下げ願において、令和 2 年 5 月 28 日付け令 02 原機（科バ）004 に係る記載が抜けていたことから、再提出するため、取り下げる。